

本資料のうち、枠囲みの内容
は商業機密の観点から公開で
きません。

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-B-07-0011_改1
提出年月日	2021年10月28日

工事計画に係る説明資料

放射線管理施設のうち換気設備

(6.2.4 緊急時対策所加圧空気供給系)

(添付書類)

2021年10月

東北電力株式会社

添付書類目録

VI 添付書類

VI-1 説明書

VI-1-1 各発電用原子炉施設に共通の説明書

VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書

VI-1-1-4-6 VI-1-1-4-6-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）
換気設備（中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置するもの（非常用のものに限る。）並びに放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時的に設置する可搬型のものを除く。）に係る設定根拠に関する説明書

VI-1-1-4-6-2-4 緊急時対策所加圧空気供給系

VI-1-1-4-6-2-4-1 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）

VI-1-1-4-6-2-4-2 緊急時対策所加圧空気供給系 主配管（常設）

VI-1-1-4-6-2-4-3 緊急時対策所加圧空気供給系 主配管（可搬型）

VI-6 図面

7 放射線管理施設

7.2 換気設備

7.2.4 緊急時対策所加圧空気供給系

第7-2-4-1-1図 【設計基準対象施設】緊急時対策所加圧空気供給系系統図

第7-2-4-1-2図 【重大事故等対処設備】緊急時対策所加圧空気供給系系統図

第7-2-4-2-1図 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）構造図

第7-2-4-3-1図 緊急時対策所加圧空気供給系 機器の配置を明示した図面（その1）

第7-2-4-3-2図 緊急時対策所加圧空気供給系 機器の配置を明示した図面（その2）

第7-2-4-4-1図 緊急時対策所加圧空気供給系 主配管の配置を明示した図面（その1）

第7-2-4-4-2図 緊急時対策所加圧空気供給系 主配管の配置を明示した図面（その2）

第7-2-4-4-3図 緊急時対策所加圧空気供給系 主配管の配置を明示した図面（その3）

第7-2-4-4-4図 緊急時対策所加圧空気供給系 主配管の配置を明示した図面（その4）

第7-2-4-4-5図 緊急時対策所加圧空気供給系 主配管の配置を明示した図面（その5）

第7-2-4-4-6図 緊急時対策所加圧空気供給系 主配管の配置を明示した図面（その6）

第7-2-4-4-7図 緊急時対策所加圧空気供給系 主配管の配置を明示した図面（その7）

VI-1-1-4-6-2-4-1 設定根拠に関する説明書
(緊急時対策所加圧空気供給系 緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ))

名 称	緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）	
容 量	L/個	46.7 以上 (46.7)
最高 使用 壓 力	MPa	19.6
最高 使用 温 度	°C	40
個 数	—	415 (予備 125)
【設定根拠】		
(概要)		
重大事故等時に、放射線管理施設のうち換気設備のうち緊急時対策所加圧空気供給系として使用する緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）は、以下の機能を有する。		
緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）は、炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲通過時において、放射性物質が緊急時対策所に流入することを防ぎ、緊急時対策所にとどまる要員の被ばくを低減するために設置する。		
系統構成は、炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲通過時において、緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）から緊急時対策所へ空気を送気し正圧化することにより、放射性物質が緊急時対策所に流入することを一定時間完全に防ぎ、緊急時対策所遮蔽等の機能とあいまって緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で 100mSv を超えない設計とする。		
1. 容量の設定根拠		
重大事故等時に使用する緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の空気ボンベを使用することから、当該ボンベの容量は、メーカーで定めた容量である 46.7L/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ 46.7L/個とする。		
2. 最高使用圧力の設定根拠		
緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）を重大事故等時において使用する場合の圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充填圧力である 19.6MPa とする。		
3. 最高使用温度の設定根拠		
緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時の環境条件 (40°C) 及び高圧ガス保安法に基づき 40°C とする。		
4. 個数の設定根拠		
緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）の必要個数は、緊急時対策所にとどまる要員の窒息を防止するため及び給気ライン以外から緊急時対策所への外気の流入を放射性雲通過までの 10 時間の間遮断するために必要な個数である 415 個とする。		
根拠については以下のとおり。		
4.1 必要換気量		
① 正圧維持に必要な換気量		
緊急時対策所はコンクリートの間仕切りで区画されることから、壁の継ぎ目からのリークはないものとする。したがって、緊急時対策所の設計漏えい量は 282m ³ /h 以下となる設計とし、緊急時対策所内の正圧化を維持可能な設計とする。		

②二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量

許容二酸化炭素濃度は 1.0vol%以下、取入れ外気の二酸化炭素量は 0.03vol%，滞在人数 83人の二酸化炭素吐出量は、計器監視等を行う程度の作業時（軽作業）の量とし、許容二酸化炭素濃度以下に維持できる空気供給量は以下のとおりである。

$$Q = \frac{G_a \times P}{K - K_0} \times 100 = \frac{0.03 \times 83}{1.0 - 0.03} \times 100 \doteq 257\text{m}^3/\text{h}$$

G_a : 二酸化炭素発生量(0.03m³/h/人)

P : 人員(83人)

K_0 : 供給空気中二酸化炭素濃度(0.03vol%)

K : 許容最高二酸化炭素濃度(1.0vol%)

また、緊急時対策所加圧空気供給系運転時間は放射性雲放出時間の 10 時間後の時点での二酸化炭素濃度が 1.0vol%を超えない空気供給量は約 80m³/h となる。

$$\begin{aligned} K_t &= K_0 + (K_1 - K_0) \times e^{-\frac{Q}{V} \times t} + G_a \times \frac{P}{Q} \left(1 - e^{-\frac{Q}{V} \times t} \right) \\ &= \left(K_1 - K_0 - G_a \times \frac{P}{Q} \right) \times e^{-\frac{Q}{V} \times t} + \left(K_0 + G_a \times \frac{P}{Q} \right) \end{aligned}$$

K_t : t 時間後の二酸化炭素濃度(vol%)

K_1 : 緊急時対策所内初期二酸化炭素濃度(0.276vol%)

K_0 : 供給空気中二酸化炭素濃度(0.03vol%)

G_a : 二酸化炭素発生量(0.03m³/h/人)

P : 人員(83人)

Q : 空気供給量(m³/h)

V : 緊急時対策所バウンダリ 体積(2811.6m³)

③酸素濃度基準に基づく必要換気量

許容酸素濃度は 18vol%以上、滞在人数は 83 人、酸素消費量は成人の呼吸量（歩行時）とし、許容酸素濃度以上に維持できる空気供給量は以下のとおりである。

$$Q = \frac{G_a \times P}{K - K_0} \times 100 = \frac{-0.066 \times 83}{18.00 - 20.95} \times 100 \doteq 186\text{m}^3/\text{h}$$

G_a : 酸素発生量(-0.066m³/h/人)

P : 人員(83人)

K_0 : 供給空気中酸素濃度(20.95vol%)

K : 許容最低酸素濃度(18.00vol%)

上記①～③の結果より、空気ボンベ正圧化時に必要な換気量は、緊急時対策所の設計漏えい量である 282m³/h に余裕を加えた値として 290m³/h とする。

4.2 必要ボンベ個数

緊急時対策所を 10 時間正圧化する必要最低限のボンベ個数は、緊急時対策所の設計漏えい量である $282\text{m}^3/\text{h}$ 以上の空気ボンベ給気量 $290\text{m}^3/\text{h}$ を考慮すると、ボンベ供給可能空気量である $7.0\text{m}^3/\text{個}$ から下記の通り 415 個となる。

- ・ボンベ初期充填圧力 : 19.6MPa
 - ・ボンベ内容積 : $46.7\text{L}/\text{個}$
 - ・ボンベ供給可能空気量 : $7.0\text{m}^3/\text{個}$ (at -4.9°C)
- 必要ボンベ個数 = $290 \text{ m}^3/\text{h} \div 7.0 \text{ m}^3/\text{個} \times 10 \text{ 時間} \approx 415 \text{ 個}$

また、故障及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備 125 個を保管する。

VI-1-1-4-6-2-4-2 設定根拠に関する説明書
(緊急時対策所加圧空気供給系 主配管(常設))

O 2 ① VI-1-1-4-6-2-4-2 R 1

名 称		フレキシブル配管／恒設配管取合点 ～ 緊急対策室及び SPDS 室
最高使用圧力	MPa	22, 0.86
最高使用温度	°C	66
外 径	mm	34.0, 60.5, 76.3, 89.1, 165.2

【設定根拠】
(概要)
<p>本配管は、フレキシブル配管／恒設配管取合点から緊急対策室及び SPDS 室までを接続する配管であり、重大事故等対処設備として、緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）による空気の供給により、緊急時対策所内を加圧するために設置する。</p>
<p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>1.1 最高使用圧力 22MPa</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）の使用圧力 19.6MPa を上回る 22MPa とする。</p> <p>1.2 最高使用圧力 0.86MPa</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、加圧空気供給ライン圧力調整弁の制御範囲を考慮した 0.86MPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）の使用温度 40°C を上回る 66°C とする。</p>

3. 外径の設定根拠

本配管を重大事故等時に使用する場合の外径は、圧力損失・施工性等を考慮し、先行プランの配管実績に基づいた標準流速を目安に選定し、34.0mm, 60.5mm, 76.3mm, 89.1mm, 165.2mmとする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)□	流路面積 C (m ²)	流量 D (m ³ /h)	流速* E (m/s)	標準流速 (m/s)
34.0	6.4	25	0.00035			
34.0	6.4	25	0.00035			
60.5	8.7	50	0.00146			
60.5	3.9	50	0.00218			
34.0	3.4	25	0.00058			
34.0	3.4	25	0.00058			
76.3	5.2	65	0.00341			
165.2	7.1	150	0.01791			
89.1	5.5	80	0.00479			

注記 * : 大気圧、かつ重大事故等時の空気温度 (66°C) における流速を示す。
流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{(A - 2 \cdot B)}{1000} \right\}^2$$

$$E = \frac{D}{3600 \cdot C} \times \frac{0.101325}{P + 0.101325} \times \frac{273.15 + T}{273.15 + 20}$$

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

名 称		緊急対策室 ～ 資機材保管エリア
最高使用圧力	MPa	0.86
最高使用温度	℃	40
外 径	mm	267.4

【設定根拠】

(概要)

本配管は、緊急対策室から資機材保管エリアに接続する配管であり、重大事故等対処設備として、緊急時対策所加圧時に圧力を調整するために設置する。

1. 最高使用圧力の設定根拠

本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における主配管「フレキシブル配管／恒設配管取合点～緊急対策室及び SPDS 室」のうち、加圧空気供給ライン圧力調整弁から緊急時対策所までの使用圧力と同じ 0.86 MPa とする。

2. 最高使用温度の設定根拠

本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における緊急時対策所の環境条件を考慮した 40°C とする。

3. 外径の設定根拠

本配管を重大事故等時に使用する場合の外径は、圧力損失・施工性等を考慮し、先行プランの配管実績に基づいた標準流速を目安に選定し、267.4 mm とする。

外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)□	流路面積 C (m ²)	流量 D (m ³ /h)	流速* E (m/s)	標準流速 (m/s)
267.4	9.3	250	0.04862	□	□	□

注記 * : 大気圧、かつ重大事故等時の空気温度 (40°C) における流速を示す。

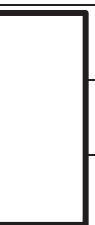
流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

$$C = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{(A - 2 \cdot B)}{1000} \right\}^2$$

$$E = \frac{D}{3600 \cdot C} \times \frac{0.101325}{P + 0.101325} \times \frac{273.15 + T}{273.15 + 20}$$

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

VI-1-1-4-6-2-4-3 設定根拠に関する説明書
(緊急時対策所加圧空気供給系 主配管 (可搬型))

名 称		緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ） ～ フレキシブル配管／恒設配管取合点				
最高使用圧力	MPa	22				
最高使用温度	℃	66				
外 径	mm	8.0, 21.7, 9.53				
個 数	—					
<p>【設定根拠】 (概要) 本配管は、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）からフレキシブル配管／恒設配管取合点までを接続する配管であり、重大事故等対処設備として、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による空気供給により、緊急時対策所内を加圧するために設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 最高使用圧力の設定根拠 本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）の使用圧力 19.6 MPa を上回る 22 MPa とする。 最高使用温度の設定根拠 本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）の使用温度 40°C を上回る 66°C とする。 外径の設定根拠 本配管を重大事故等時に使用する場合の外径は、圧力損失・施工性等を考慮し、先行プランの配管実績に基づいた標準流速を目安に選定し、8.0 mm, 21.7 mm, 9.53 mm とする。 						
外径 A (mm)	厚さ B (mm)	呼び径 (A)□	流路面積 C (m ²)	流量 D (m ³ /h)	流速* E (m/s)	標準流速 (m/s)
8.0	1.5	—	0.00002			
21.7	2.8	15	0.00020			
9.53	1.5	—	0.00003			

注記 * : 大気圧、かつ重大事故等時の空気温度 (66°C) における流速を示す。

流速及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。

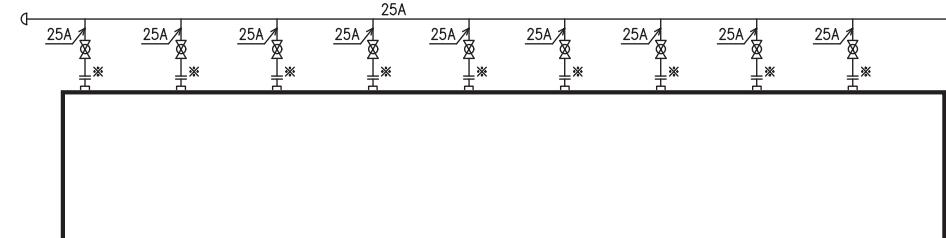
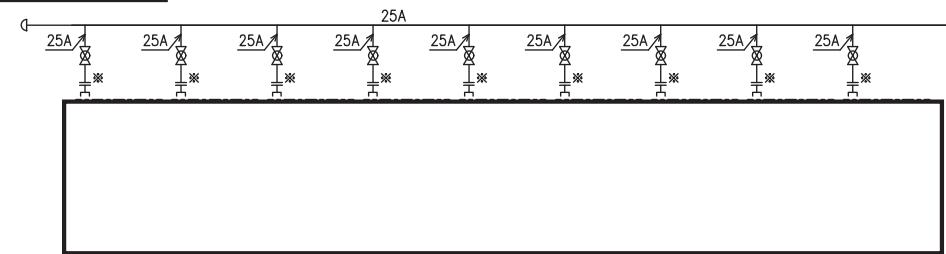
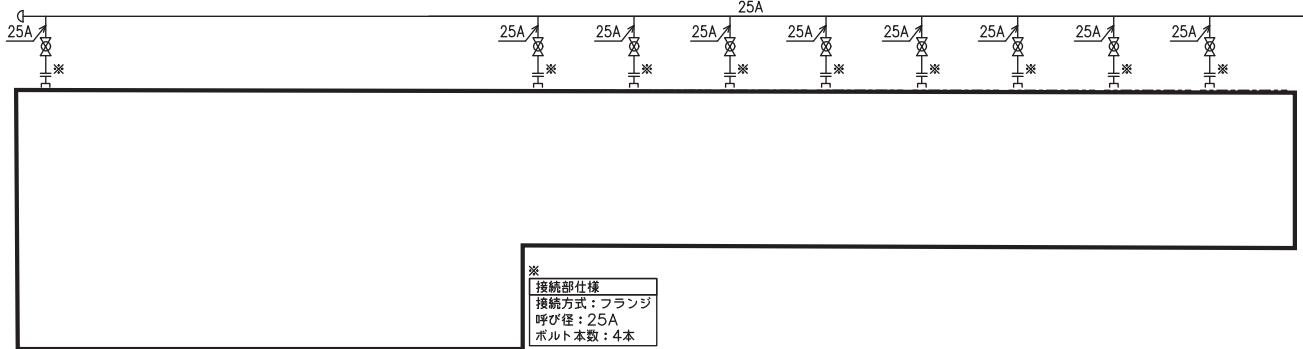
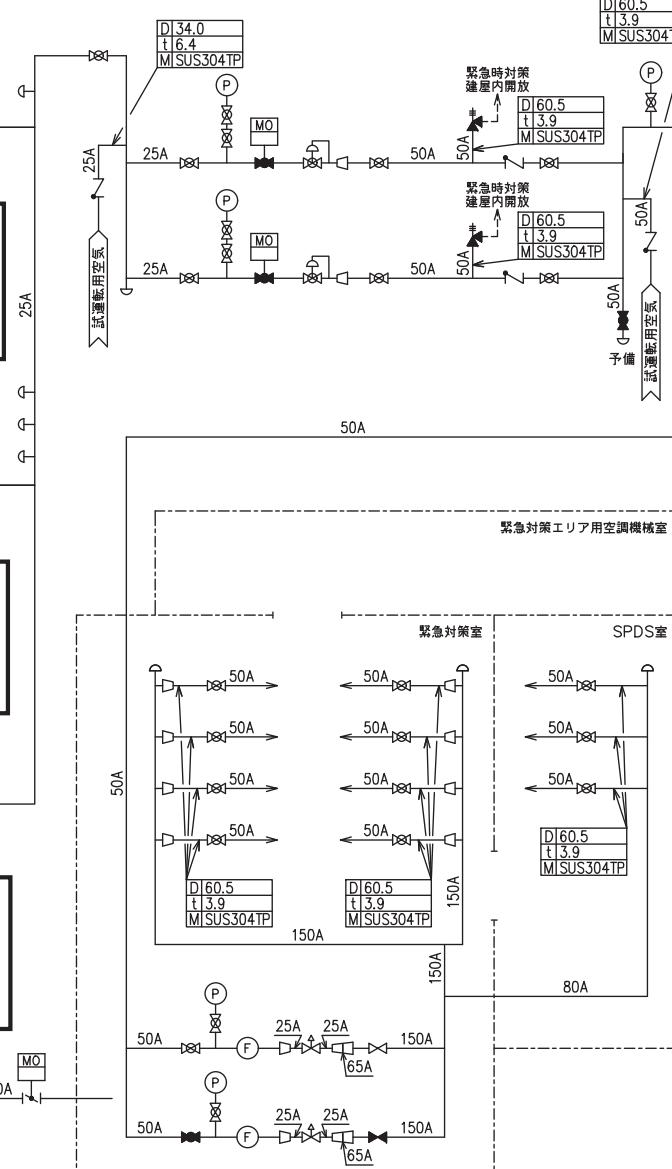
$$C = \pi \cdot \left\{ \frac{1}{2} \cdot \frac{(A - 2 \cdot B)}{1000} \right\}^2$$

$$E = \frac{D}{3600 \cdot C} \times \frac{0.101325}{P + 0.101325} \times \frac{273.15 + T}{273.15 + 20}$$

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

4. 個数の設定根拠

本配管は、重大事故等対処設備として緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）の空気を緊急時対策所に送気するために必要な個数として、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）と接続する配管（連結管）は、
[REDACTED]

緊急時対策
達屋内開放

工事計画認可申請 第7-2-4-1-1図

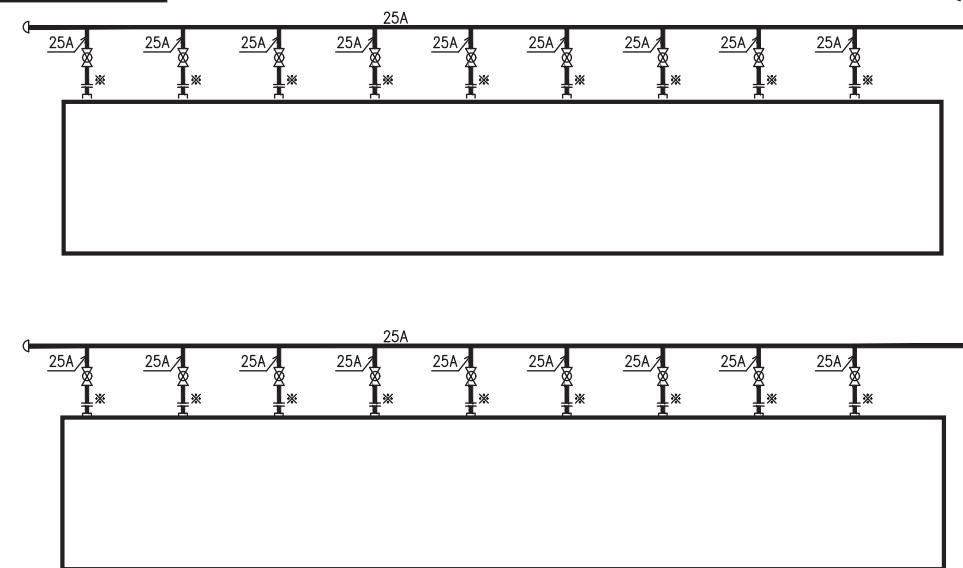
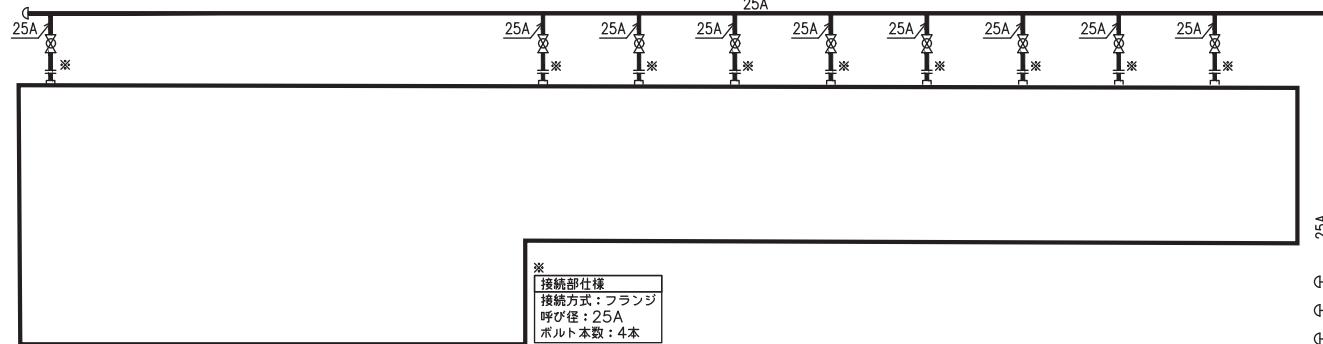
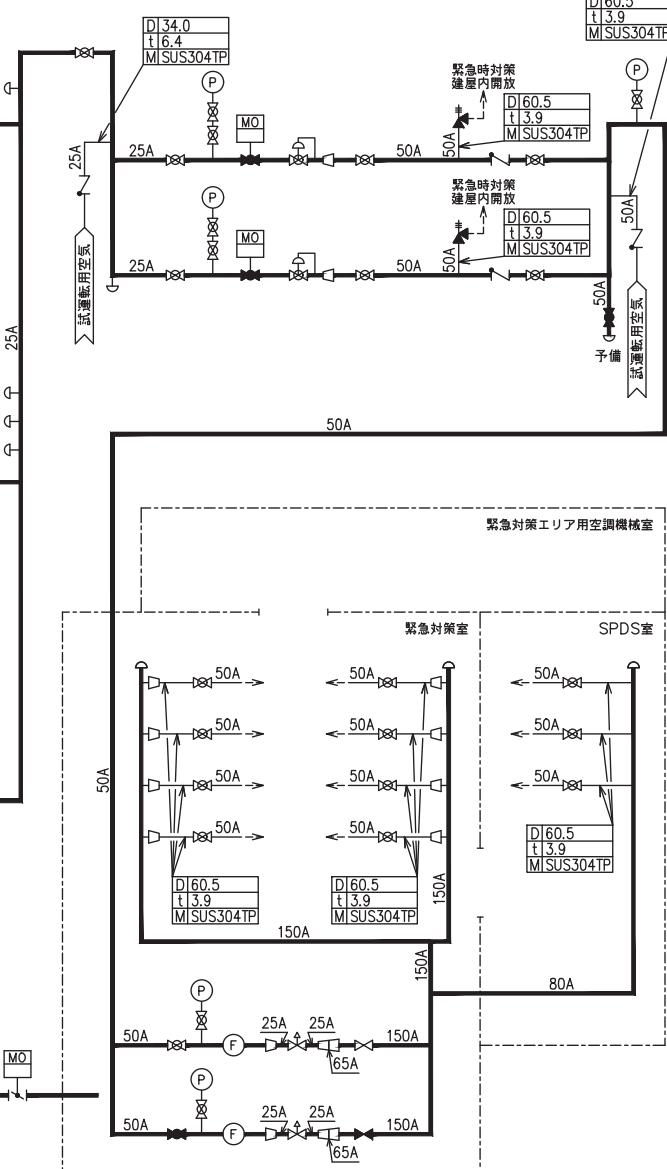
女川原子力発電所第2号機

名
称 【設計基準対象施設】

緊急時対策所加圧空気供給系系統図

東北電力株式会社

備考
D 外径 mm
t 厚さ mm
M 材料

緊急時対策
達屋内開放

工事計画認可申請 第7-2-4-1-2図

女川原子力発電所第2号機

名
称 【重大事故等対処設備】
緊急時対策所加圧空気供給系系統図

東北電力株式会社

株間みの内容は商業機密の観点から公開できません。

工事計画認可申請 第7-2-4-2-1図

女川原子力発電所第2号機

名 称 緊急時対策所加圧設備
(空気ポンベ)構造図

東北電力株式会社

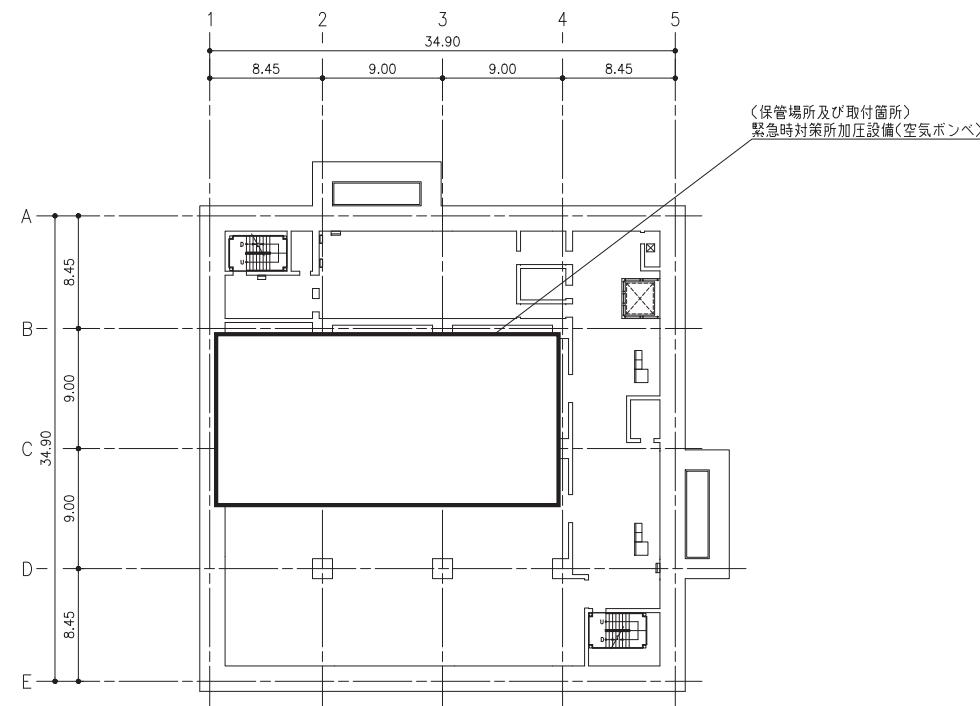
第 7-2-4-2-1 図 緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）構造図別紙

工事計画記載の公称値の許容範囲

[緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）]

主要寸法 (mm)	許容範囲	根 拠
外径	232	製造能力、製造実績を考慮したメーカ基準
高さ	1370	同上
胴部厚さ		同上
底部厚さ		同上

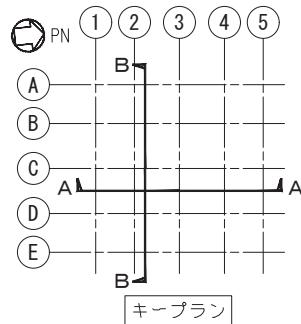
注：主要寸法は、工事計画記載の公称値を示す。



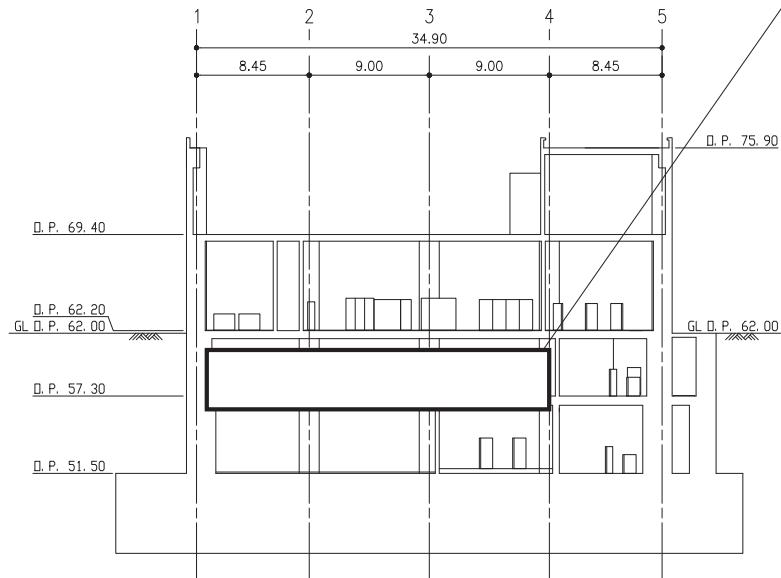
緊急時対策建屋 O.P. 57.30

注：寸法はmを示す。

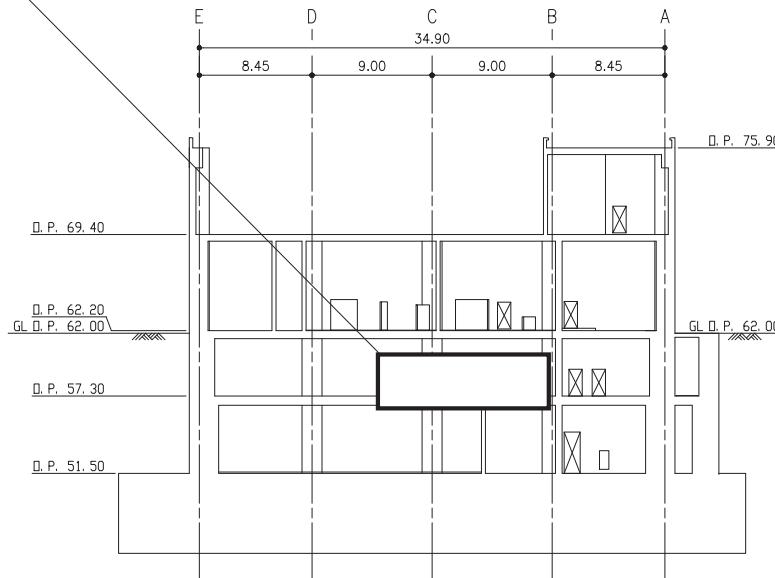
工事計画認可申請	第7-2-4-3-1図
女川原子力発電所 第2号機	
名 称	緊急時対策所加圧空気供給系 機器の配置を明示した図面（その1）
東北電力株式会社	



〈保管場所及び取付箇所
緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)〉



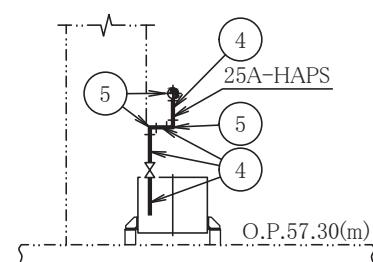
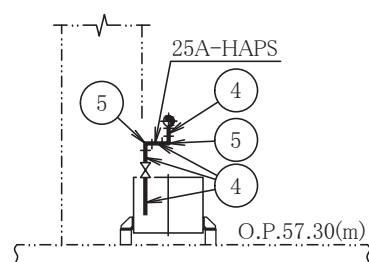
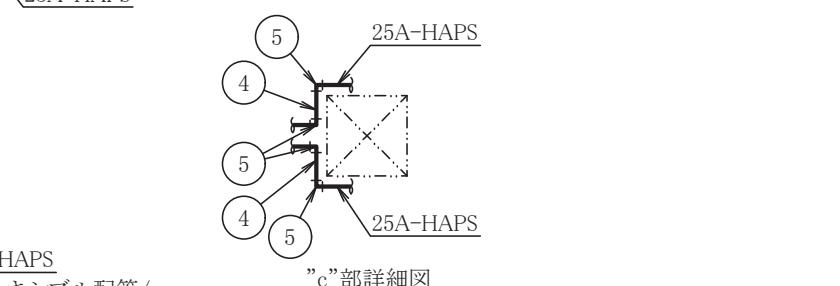
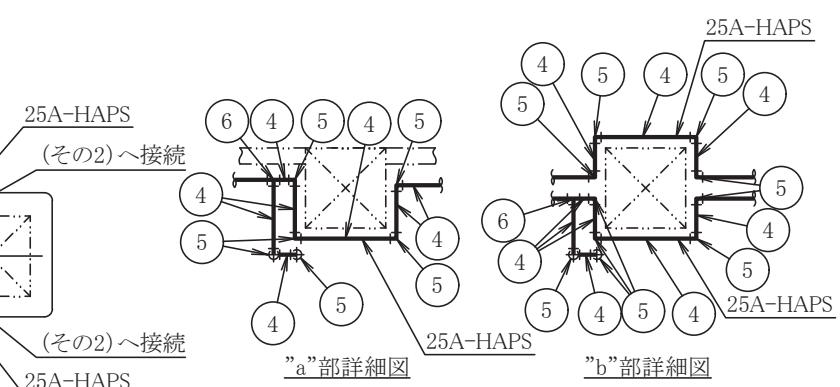
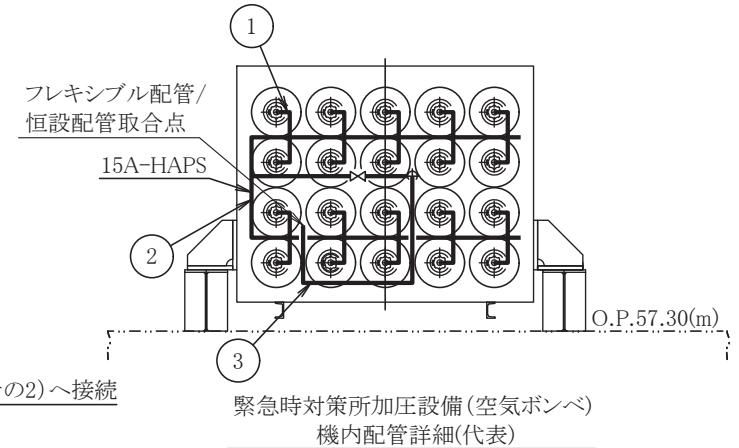
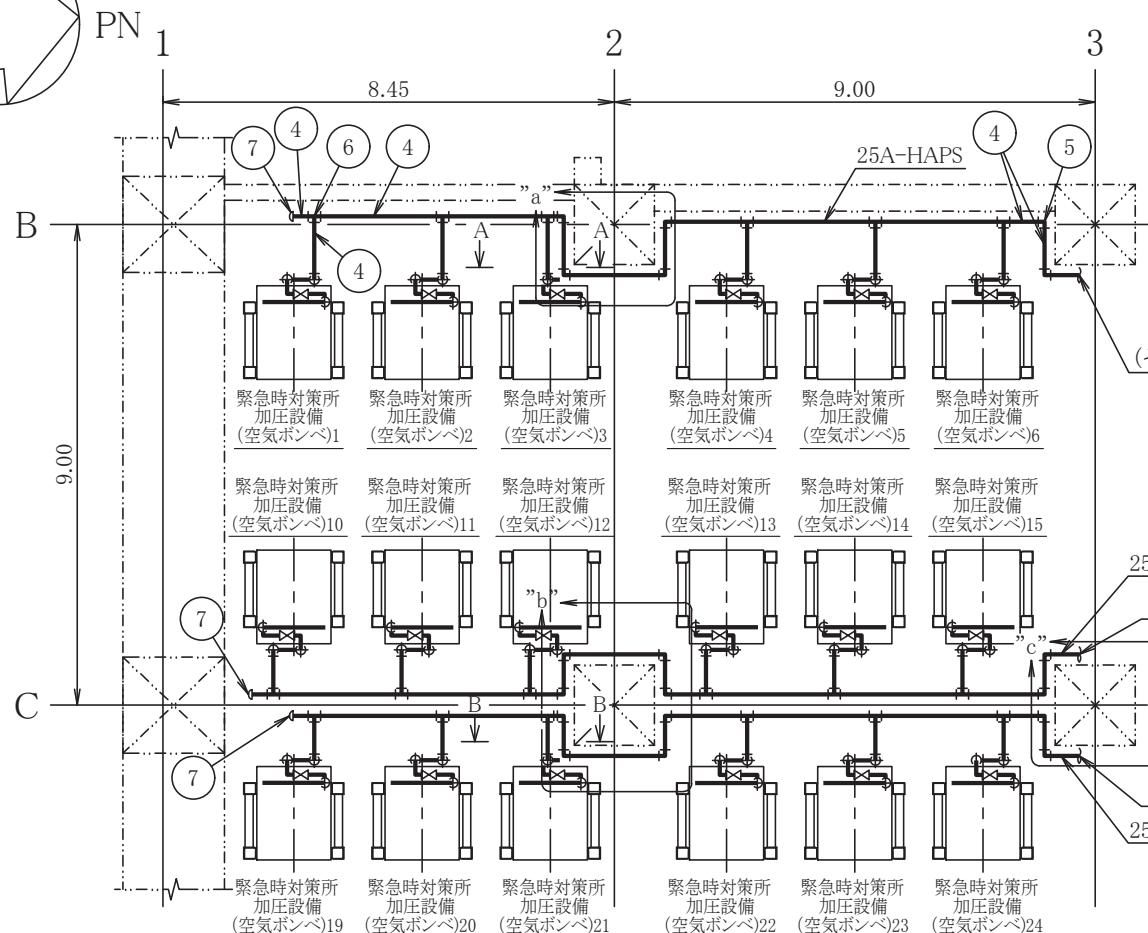
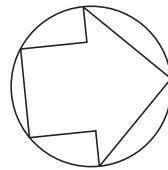
A-A断面図



B-B断面図

注：寸法はmを示す。

工事計画認可申請	第7-2-4-3-2図
女川原子力発電所 第2号機	
名 称	緊急時対策所加圧空気供給系 機器の配置を明示した図面(その2)
東北電力株式会社	

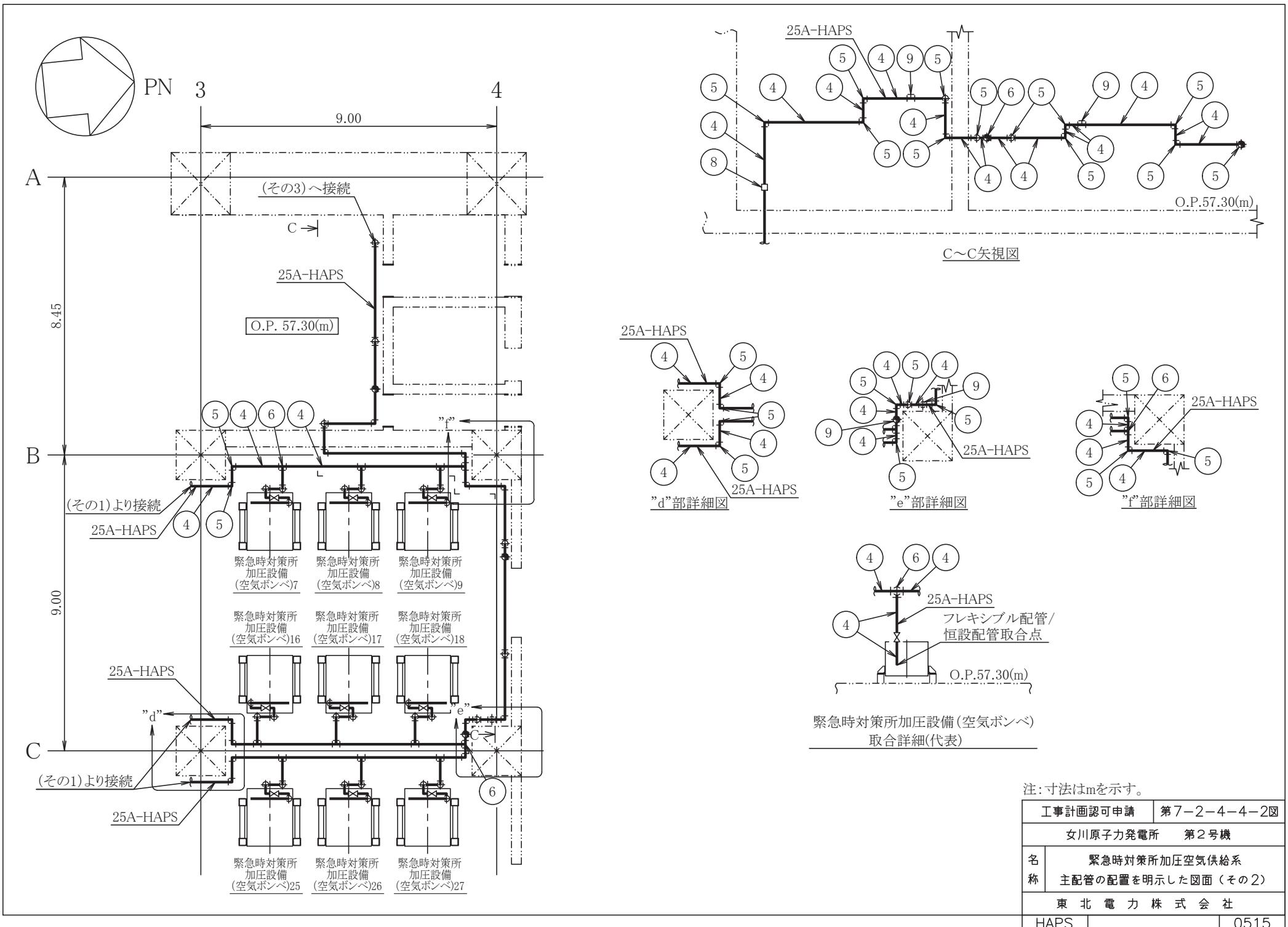


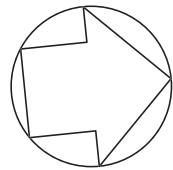
A~A矢視図

B~B矢視図

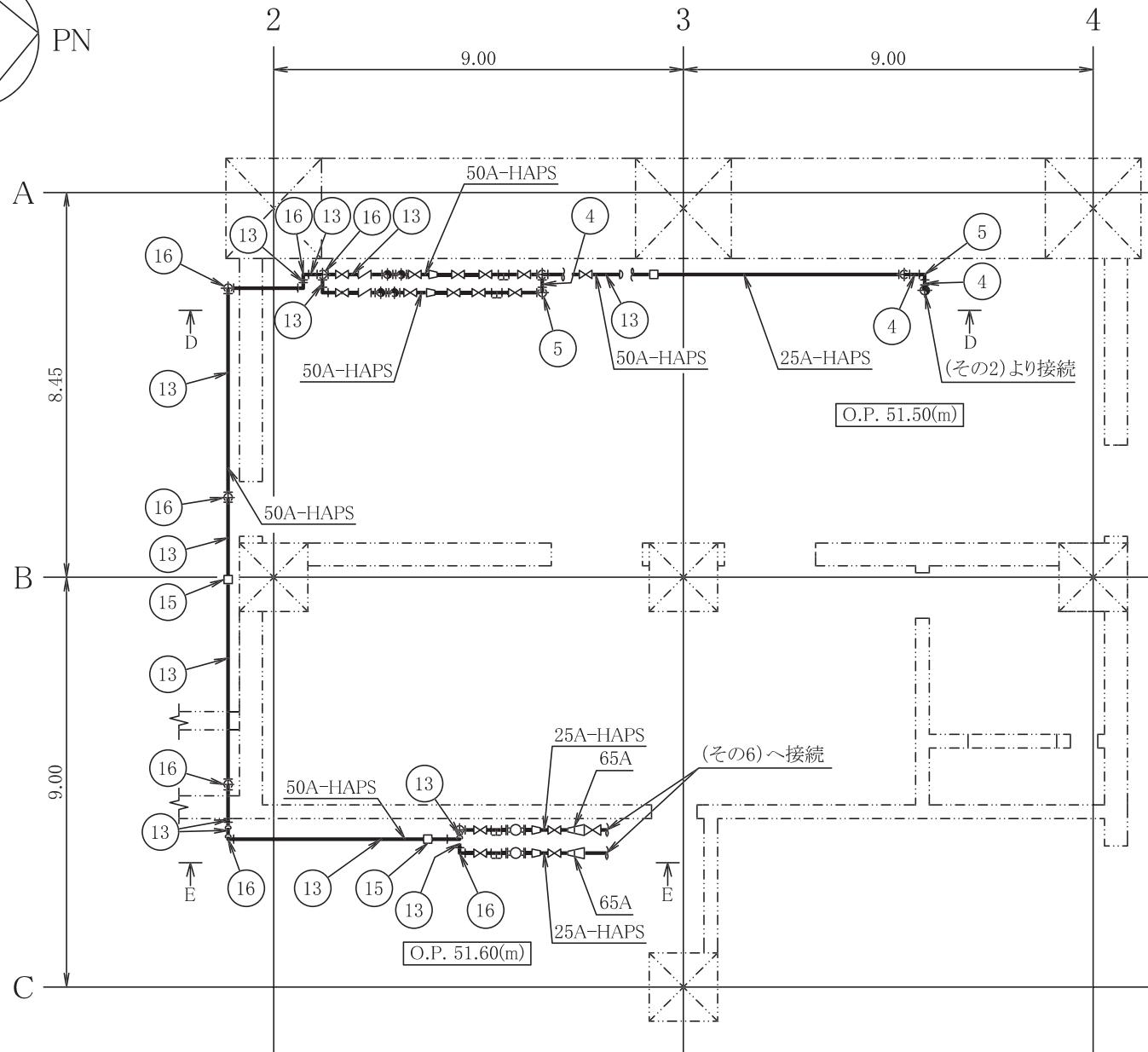
緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)
取合詳細(代表)

工事計画認可申請	第7-2-4-4-1図
女川原子力発電所	第2号機
名 称	緊急時対策所加圧空気供給系 主配管の配置を明示した図面(その1)
東北電力株式会社	HAPS 0515





PN

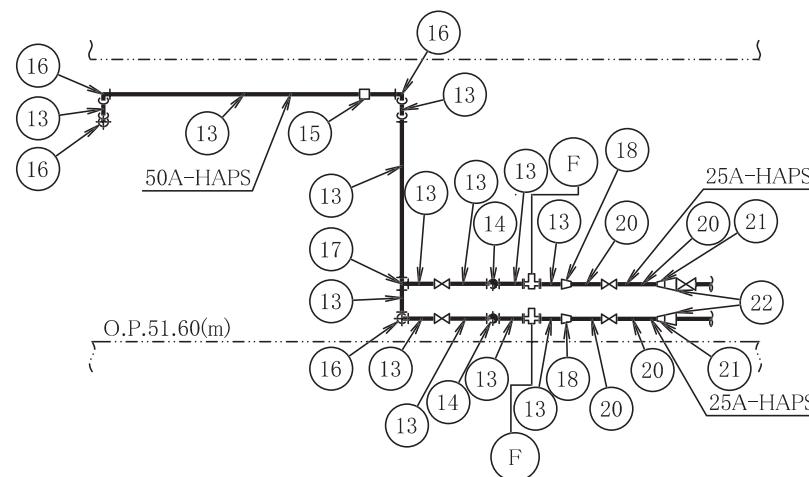
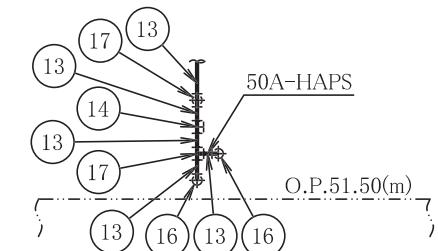
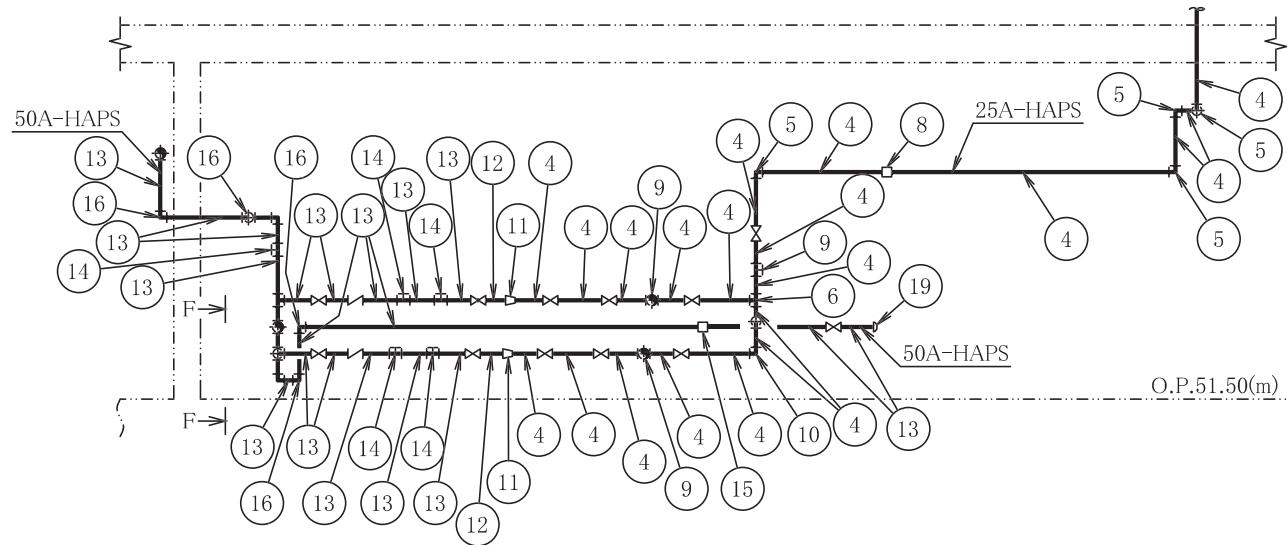


注:寸法はmを示す。

工事計画認可申請	第7-2-4-4-3図
女川原子力発電所 第2号機	
名 称	緊急時対策所加圧空気供給系 主配管の配置を明示した図面(その3)
東北電力株式会社	

HAPS

1520



注:寸法はmを示す。

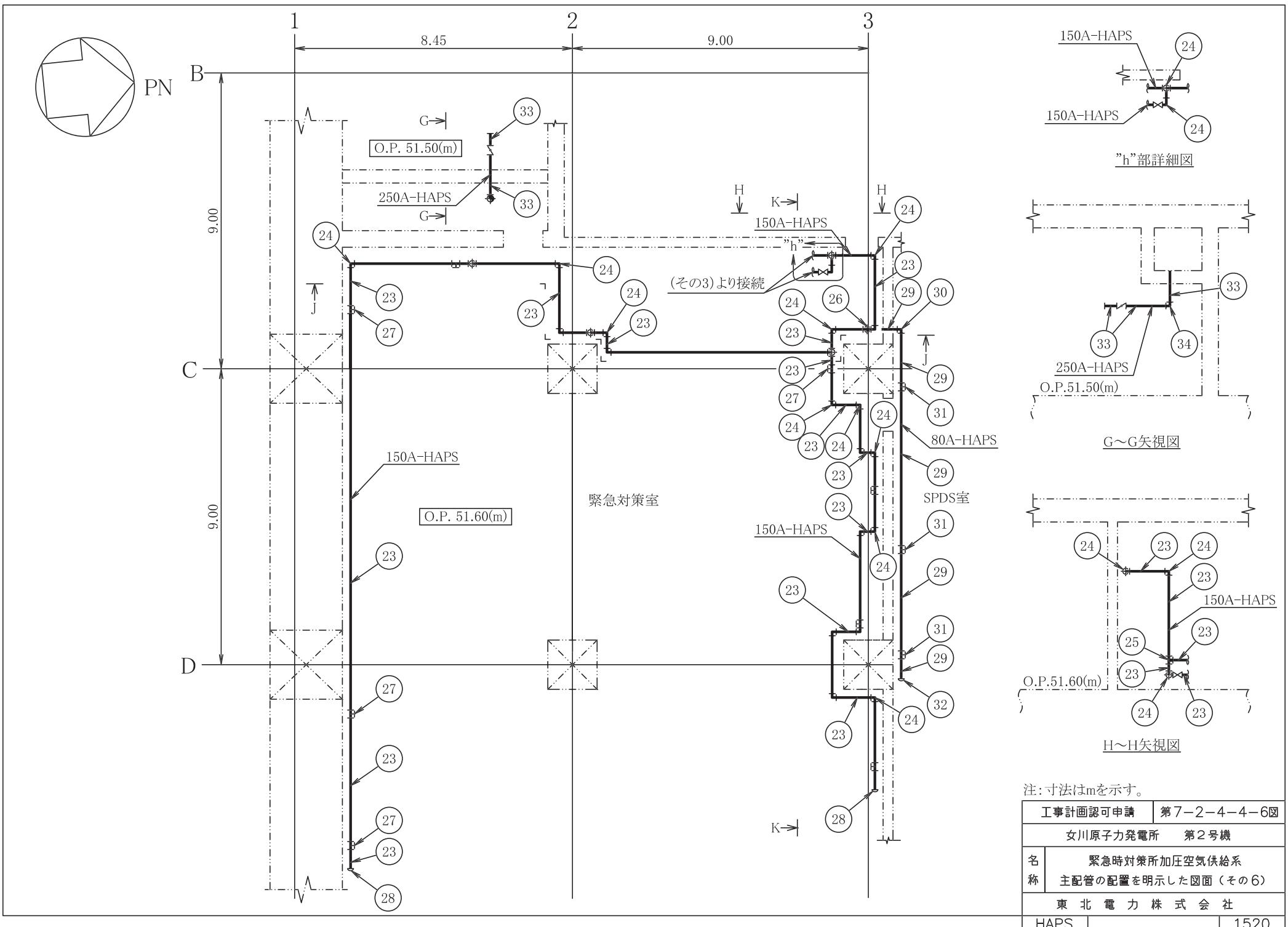
工事計画認可申請	第7-2-4-4-4図
女川原子力発電所 第2号機	
名 称	緊急時対策所加圧空気供給系 主配管の配置を明示した図面(その4)
東北電力株式会社	

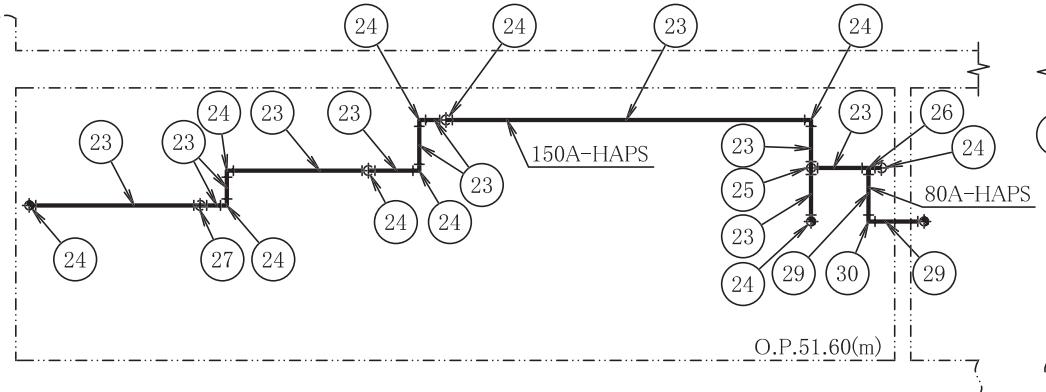
No.	名称	部品	外径*	厚さ*	材質
①	緊急時対策所加圧設備 (空気ボンベ) ～ フレキシブル配管／恒設 配管取合点	管	8.0	(1.5)	SUS304TP
②		管	21.7	(2.8)	SUS304TP
③		管	9.53	(1.5)	SUS304TP
④		管	34.0	6.4	SUS304TP
⑤		エルボ	34.5	7.0	SUS304
⑥		ティー	34.5 / 34.5 / 34.5	7.0 / 7.0 / 7.0	SUS304
⑦		キャップ	34.5	7.0	SUS304
⑧		フルカッピング	34.5	7.0	SUS304
⑨		ティー	34.5 / 34.5 / —	7.0 / 7.0 / —	SUS304
⑩		ティー	34.5 / — / 34.5	7.0 / — / 7.0	SUS304
⑪		レジューサ	61.1 / 34.5	9.6 / 7.0	SUS304
⑫		管	60.5	8.7	SUS304TP

No.	名称	部品	外径*	厚さ*	材質
⑬	フレキシブル配管／恒設 配管取合点 ～ 緊急対策室及びSPDS室	管	60.5	3.9	SUS304TP
⑭		ティー	61.1 / 61.1 / —	6.1 / 6.1 / —	SUS304
⑮		フルカッピング	61.1	6.1	SUS304
⑯		エルボ	61.1	6.1	SUS304
⑰		ティー	61.1 / 61.1 / 61.1	6.1 / 6.1 / 6.1	SUS304
⑱		レジューサ	61.1 / 34.5	6.1 / 5.0	SUS304
⑲		キャップ	61.1	6.1	SUS304
⑳		管	34.0	3.4	SUS304TP
㉑		レジューサ	76.3 / 34.0	5.2 / 3.4	SUS304TP
㉒		レジューサ	165.2 / 76.3	7.1 / 5.2	SUS304TP

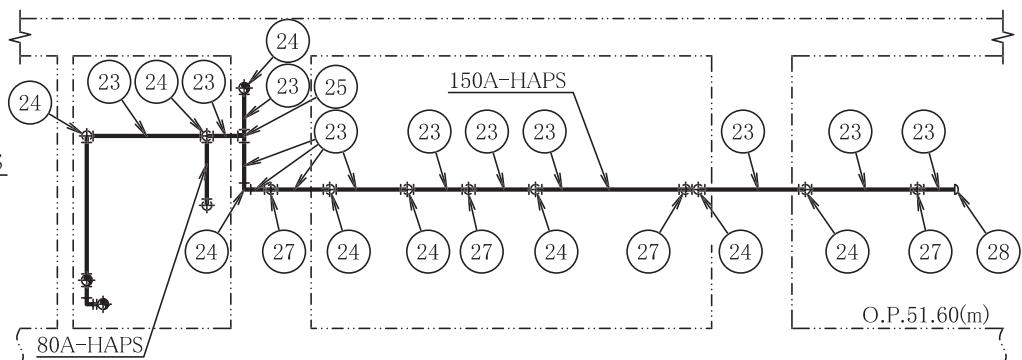
*外径及び厚さは公称値(mm)を示す。

工事計画認可申請	第7-2-4-4-5図
女川原子力発電所	第2号機
名 称	緊急時対策所加圧空気供給系 主配管の配置を明示した図面(その5)
東北電力株式会社	HAPS 1520





J~J矢視図



K~K矢視図

No.	名称	部品	外径*	厚さ*	材質
(23)	フレキシブル配管／恒設配管取合点 ～緊急対策室及びSPDS室	管	165.2	7.1	SUS304TP
(24)		エルボ	165.2	7.1	SUS304TP
(25)		ティー	165.2 / 165.2 / 165.2	7.1 / 7.1 / 7.1	SUS304TP
(26)		ティー	165.2 / 165.2 / 89.1	7.1 / 7.1 / 5.5	SUS304TP
(27)		ティー	165.2 / 165.2 / —	7.1 / 7.1 / —	SUS304TP
(28)		キャップ	165.2	7.1	SUS304

No.	名称	部品	外径*	厚さ*	材質
(29)	フレキシブル配管／恒設配管取合点 ～緊急対策室及びSPDS室	管	89.1	5.5	SUS304TP
(30)		エルボ	89.1	5.5	SUS304TP
(31)		ティー	89.1 / 89.1 / —	5.5 / 5.5 / —	SUS304TP
(32)		キャップ	89.1	5.5	SUS304
(33)		管	267.4	9.3	STS410
(34)		エルボ	267.4	9.3	STS410

*外径及び厚さは公称値(mm)を示す。

注:寸法はmを示す。

工事計画認可申請	第7-2-4-4-7図
女川原子力発電所	第2号機
名 称	緊急時対策所加圧空気供給系 主配管の配置を明示した図面(その7)
東北電力株式会社	

第7-2-4-4-1~7図 放射線管理施設のうち換気設備（緊急時対策所加圧空気供給系）に係る主配管の配置を明示した図面 別紙

工事計画記載の公称値の許容範囲

[主配管]

管NO. 1*

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	8.0	±0.3mm	J I S G 3459による材料公差
厚さ	1.5	±0.2mm	同上

管NO. 2*

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	21.7	±0.3mm	J I S G 3459による材料公差
厚さ	2.8	±10%	同上

管NO. 3*

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	9.53	±0.3mm	J I S G 3459による材料公差
厚さ	1.5	±0.2mm	同上

管NO. 4*

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	34.0	±0.5mm	J I S G 3459による材料公差
厚さ	6.4	±12.5%	同上

[主配管 (続き)]

管N.O. 5* 管継手 (エルボ)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
差込部 内径	34.5	+0.3mm 0mm	【プラス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定 【マイナス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定
厚さ	7.0	+規定しない 0mm	同上

管N.O. 6* 管継手 (ティー)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
差込部 内径	34.5	+0.3mm 0mm	【プラス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定 【マイナス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定
厚さ	7.0	+規定しない 0mm	同上

管N.O. 7* 管継手 (キャップ)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
差込部 内径	34.5	+0.3mm 0mm	【プラス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定 【マイナス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定
厚さ	7.0	+規定しない 0mm	同上

管N.O. 8* 管継手 (フルカッピング)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
差込部 内径	34.5	+0.3mm 0mm	【プラス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定 【マイナス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定
厚さ	7.0	+規定しない 0mm	同上

[主配管 (続き)]

管N.O. 9* 管継手 (ティー)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
差込部 内径	34.5	+0.3mm 0mm	【プラス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定 【マイナス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定
厚さ	7.0	+規定しない 0mm	同上

管N.O. 10* 管継手 (ティー)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
差込部 内径	34.5	+0.3mm 0mm	【プラス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定 【マイナス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定
厚さ	7.0	+規定しない 0mm	同上

管N.O. 11* 管継手 (レジューサ)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
差込部 内径	61.1	+0.3mm 0mm	【プラス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定 【マイナス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定
	34.5	+0.3mm 0mm	同上
厚さ	9.6	+規定しない 0mm	同上
	7.0	+規定しない 0mm	同上

[主配管 (続き)]

管NO. 12*

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	60.5	±1%	J I S G 3 4 5 9 による材料公差
厚さ	8.7	±12.5%	同上

管NO. 13*

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	60.5	±1%	J I S G 3 4 5 9 による材料公差
厚さ	3.9	±0.5mm	同上

管NO. 14* 管継手 (ティー)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
差込部 内径	61.1	+0.3mm 0mm	【プラス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定 【マイナス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定
厚さ	6.1	+規定しない 0mm	同上

管NO. 15* 管継手 (フルカップリング)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
差込部 内径	61.1	+0.3mm 0mm	【プラス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定 【マイナス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定
厚さ	6.1	+規定しない 0mm	同上

[主配管 (続き)]

管N.O. 16* 管継手 (エルボ)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
差込部 内径	61.1	+0.3mm 0mm	【プラス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定 【マイナス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定
厚さ	6.1	+規定しない 0mm	同上

管N.O. 17* 管継手 (ティー)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
差込部 内径	61.1	+0.3mm 0mm	【プラス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定 【マイナス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定
厚さ	6.1	+規定しない 0mm	同上

管N.O. 18* 管継手 (レジューサ)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
差込部 内径	61.1	+0.3mm 0mm	【プラス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定 【マイナス側公差】 J I S B 2 3 1 6 による規定
	34.5	+0.3mm 0mm	同上
厚さ	6.1	+規定しない 0mm	同上
	5.0	+規定しない 0mm	同上

[主配管 (続き)]

管N.O. 19* 管継手 (キャップ)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
差込部 内径	61.1	+0.3mm 0mm	【プラス側公差】 J I S B 2316による規定 【マイナス側公差】 J I S B 2316による規定
厚さ	6.1	+規定しない 0mm	同上

管N.O. 20*

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	34.0	±0.5mm	J I S G 3459による材料公差
厚さ	3.4	±0.5mm	同上

管N.O. 21* 管継手 (レジューサ)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	76.3	+1.6mm -0.8mm	【プラス側公差】 J I S B 2312による材料公差 【マイナス側公差】 J I S B 2312による材料公差
	34.0	+1.6mm -0.8mm	同上
厚さ	5.2	+規定しない -12.5%	同上
	3.4	+規定しない -12.5%	同上

[主配管 (続き)]

管N.O. 22* 管継手 (レジューサ)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	165.2	+2.4mm -1.6mm	【プラス側公差】 J I S B 2312による材料公差 【マイナス側公差】 J I S B 2312による材料公差
	76.3	+1.6mm -0.8mm	同上
厚さ	7.1	+規定しない -12.5%	同上
	5.2	+規定しない -12.5%	同上

管N.O. 23*

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	165.2	±1%	J I S G 3459による材料公差
厚さ	7.1	±12.5%	同上

管N.O. 24* 管継手 (エルボ)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	165.2	+2.4mm -1.6mm	【プラス側公差】 J I S B 2312による材料公差 【マイナス側公差】 J I S B 2312による材料公差
	7.1	+規定しない -12.5%	同上

[主配管 (続き)]

管N.O. 25* 管継手 (ティー)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	165.2	+2.4mm -1.6mm	【プラス側公差】 J I S B 2312による材料公差 【マイナス側公差】 J I S B 2312による材料公差
厚さ	7.1	+規定しない -12.5%	同上

管N.O. 26* 管継手 (ティー)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	165.2	+2.4mm -1.6mm	【プラス側公差】 J I S B 2312による材料公差 【マイナス側公差】 J I S B 2312による材料公差
	89.1	±1.6mm	同上
厚さ	7.1	+規定しない -12.5%	同上
	5.5	+規定しない -12.5%	同上

管N.O. 27* 管継手 (ティー)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	165.2	+2.4mm -1.6mm	【プラス側公差】 J I S B 2312による材料公差 【マイナス側公差】 J I S B 2312による材料公差
厚さ	7.1	+規定しない -12.5%	同上

[主配管 (続き)]

管N.O. 28* 管継手 (キャップ)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	165.2	+2.4mm -1.6mm	【プラス側公差】 J I S B 2312による材料公差 【マイナス側公差】 J I S B 2312による材料公差
厚さ	7.1	+規定しない -12.5%	同上

管N.O. 29*

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	89.1	±1%	J I S G 3459による材料公差
厚さ	5.5	±12.5%	同上

管N.O. 30* 管継手 (エルボ)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	89.1	±1.6mm	【プラス側公差】 J I S B 2312による材料公差 【マイナス側公差】 J I S B 2312による材料公差
厚さ	5.5	+規定しない -12.5%	同上

管N.O. 31* 管継手 (ティー)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	89.1	±1.6mm	【プラス側公差】 J I S B 2312による材料公差 【マイナス側公差】 J I S B 2312による材料公差
厚さ	5.5	+規定しない -12.5%	同上

[主配管 (続き)]

管N.O. 32* 管継手 (キャップ)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	89.1	±1.6mm	【プラス側公差】 J I S B 2312による材料公差 【マイナス側公差】 J I S B 2312による材料公差
厚さ	5.5	+規定しない -12.5%	同上

管N.O. 33*

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	267.4	±0.8%	J I S G 3455による材料公差
厚さ	9.3	±12.5%	同上

管N.O. 34* 管継手 (エルボ)

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	267.4	+4.0mm -3.2mm	【プラス側公差】 J I S B 2312による材料公差 【マイナス側公差】 J I S B 2312による材料公差
厚さ	9.3	+規定しない -12.5%	同上

注：主要寸法は、工事計画記載の公称値。

注記*：主配管の配置を明示した図面の管N.O.を示す。